

Zenken通信 (vol. 32)

▽ 今回のお届け情報

Title: 長野県「失格基準価格を引き上げ」

Outline

添付資料P1～11

○長野県は、県内建設業の厳しい経営環境に鑑み、低入札価格調査制度における失格基準等、入札契約制度を一部見直すこととした。

[主な見直し内容]

1. 失格基準価格（2億円未満が対象）の見直し
入札予定価格の80～85% ⇒ 85～90%
2. 調査基準価格（2億円以上が対象）の見直し
入札予定価格の75% ⇒ 85%
3. 地域要件（ブロック）及びランクを細分化
(1) 地域要件 4ブロック ⇒ 10ブロック
(2) ランク 2ランク ⇒ 3ランク

※地域要件とランクを細分化することで、地域を支える企業の受注機会を確保する。（土木工事は3千万円未満が対象）

《長野県建設業協会提供》

担 当 : 事業企画課 林

建設工事の入札制度の改定を行います。

経済状況の悪化から、県内建設業は引き続き厳しい状況にあり、利益率の低下、労務費のしわ寄せ等が懸念される状況にあります。災害、除雪等で地域に貢献している建設業の疲弊を緩和するため、下記のとおり緊急に建設工事の入札制度の改定をします。

1 改定概要

(1) 失格基準価格の改定（入札予定価格 2 億円未満の建設工事に適用）



(2) 調査基準価格の改定（入札予定価格 2 億円以上の建設工事）



(3) 一定価格未満の工事について、地域要件を 10 ブロックとし参加可能企業数を拡大

例 土木一式工事 1, 500 万円から 3, 000 万円未満



2 適用日

平成 21 年 5 月 25 日（月）以降に入札公告される案件より適用します。

3 適用期間等

- ・ 当分の間とする。
- ・ 改定に伴い、入札結果の検証を実施します。

(参考)

平成 21 年 3 月 18 日 県議会入札制度研究会の提言
 平成 21 年 4 月 3 日 低入札調査基準の改定に伴う国から県への要請
 平成 21 年 4 月 30 日 地域を支える建設業検討会議での意見交換
 平成 21 年 5 月 8 日 長野県公共工事入札等検討委員会での検討

入札制度の改定方針（案）

■背景

県内建設業の経営状況は、経済状況の悪化や発注量の減少等から引き続き厳しい状況であり、利益率の低下、倒産の発生や労務費へのしわ寄せ等、状況はさらに悪化する傾向である。

このような中で、長野県議会全党派からなる入札制度研究会は、地域に貢献している建設企業の疲弊を緩和するために、入札制度の見直しに係る提言を去る平成21年3月18日に知事あてに行ったところである。さらに、総務省、国土交通省は、平成21年4月3日付けで国の低入札価格調査基準の見直しを踏まえた上での制度見直しについて、県知事あてに要請したところである。

県は、これらの提言、要請を重く受け止め、制度改定により緊急に対応するものである。

改定1 入札予定価格2億円未満の工事について、失格基準価格を予定価格の85～90%の変動制へ

【目的】建設企業の経営基盤の強化と低賃金対策

- ★契約者に対する契約後確認調査を入札予定価格の87.5%未満で実施。
- ★契約後確認調査や労務費調査により労務費の推移を検証。
- ★当分の間実施し、契約後確認調査により実施結果を分析。

（従来、入札予定価格の82.5%未満で実施する配置技術者の増員、重点確認調査等は適用外となる。）

改定2 入札予定価格2億円以上の工事について、国の基準を参考に調査基準価格を導入する

【目的】建設企業の経営基盤の強化と低賃金対策

- ★国の低入札価格調査基準を参考に、調査基準価格を入札予定価格の85%とし、低入札価格調査を実施するとともに、契約者に対する契約後確認調査を実施。
- ★失格基準価格は、従来どおり応札者の下位8割×0.9とする。
- ★従来どおり入札予定価格の75%未満の受注者に対して、配置技術者の増員を義務づける。
- ★契約後確認調査や労務費調査により労務費の推移を検証。

改定3

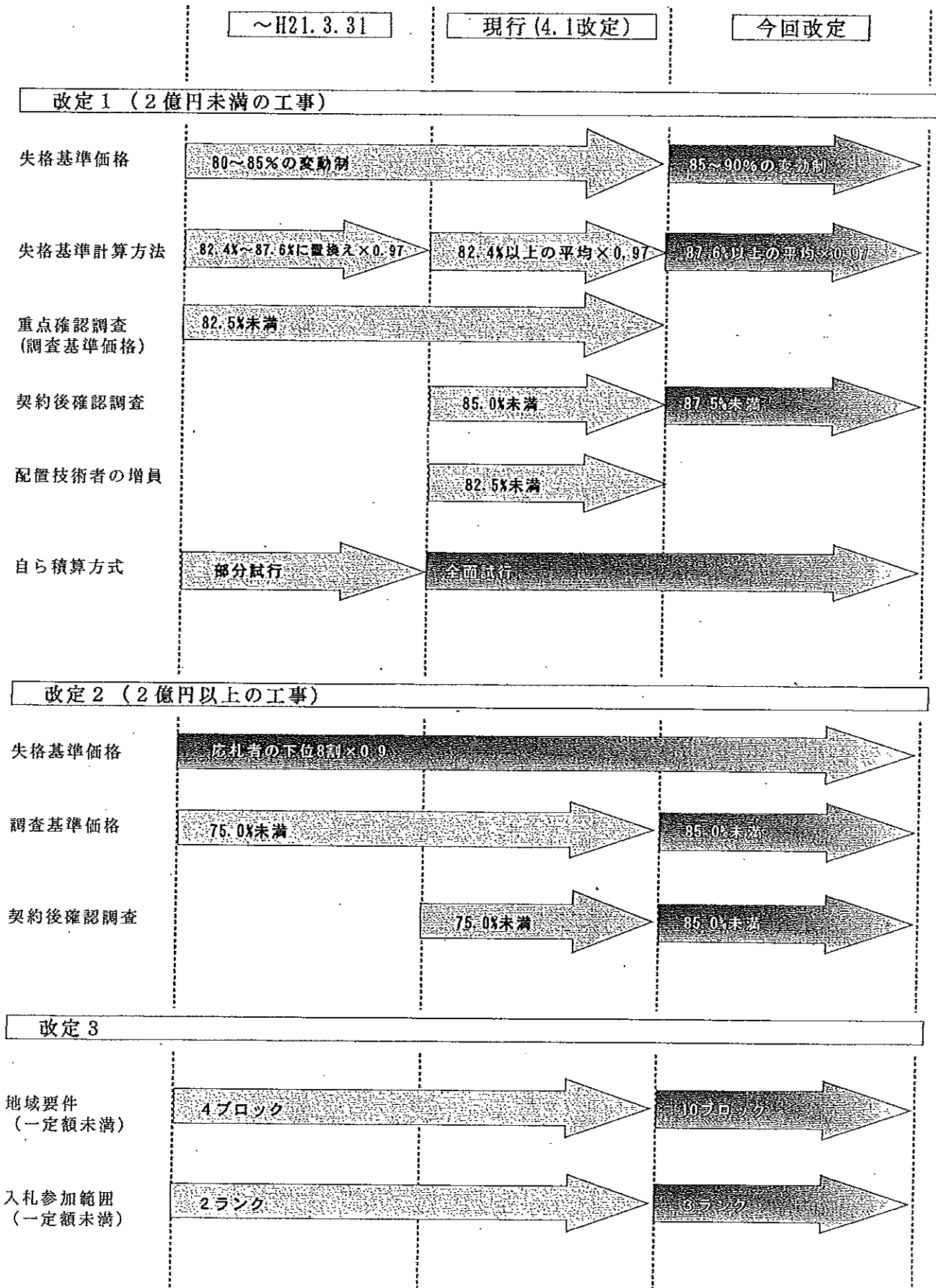
入札予定価格の一定額未満の工事について、
地域要件を1.0ブロックとし3.ランク制を試行

【目的】 地域を支える企業の育成

- ★適用業種は、全業種とする。ただし、入札参加可能企業数が少ない場合は、隣接ブロックへ範囲を拡大するものとする。
- ★適用する入札予定価格の範囲は、例えば、土木一式は、3,000万円未満に適用。
- ★当面継続して試行を行い、入札結果を検証。

(800万円未満で実施している参加希望型競争入札制度は、当面制度を存続し、将来的に受注希望型競争入札制度への統合を検討。)

入札制度の改定方針（案）



失格基準価格の見直しについて

(H21. O. O 改定)

改定1

失格基準価格算定の計算方法の改定(入札予定価格の適用範囲の拡大)

H21. 4. 1 ~ 公告

失格基準価格
入札予定価格の80~85%

変更

失格基準価格
入札予定価格の85~90%

(改定案) H21. O. O ~ 公告

失格基準価格算定方法(基本的な考え方)は変更しない

○ 100%以下の応札者5者以上 の場合

(予定価格の82.4%相当額以上の応札者のうちで)
失格基準価格 = $\frac{\text{相当額以上の者の価格合計}}{\text{相当額以上の者の数}} \times 0.97$
※算定した失格基準が予定価格の80%未満の場合は、80%相当額とする。
※算定した失格基準が予定価格の85%を超える場合は、85%相当額とする。

変更

(87.6%以上の応札者が5者以上)
(予定価格の87.6%相当額以上の応札者のうちで)
失格基準価格 = $\frac{\text{相当額以上の者の価格合計}}{\text{相当額以上の者の数}} \times 0.97$
※算定した失格基準が予定価格の85%未満の場合は、85%相当額とする。
※算定した失格基準が予定価格の90%を超える場合は、90%相当額とする。

(82.4%以上の応札者が5者未満)

(5者になるまで予定価格の82.4%相当額未満の者を82.4%と置き換えて)
失格基準価格 = $\frac{\text{上位5者の価格合計}}{5} \times 0.97$
※算定した失格基準が予定価格の80%未満の場合は、80%相当額とする。
※算定した失格基準が予定価格の85%を超える場合は、85%相当額とする。



(87.6%以上の応札者が5者未満)

(5者になるまで予定価格の87.6%相当額未満の者を87.6%と置き換えて)
失格基準価格 = $\frac{\text{上位5者の価格合計}}{5} \times 0.97$
※算定した失格基準が予定価格の85%未満の場合は、85%相当額とする。
※算定した失格基準が予定価格の90%を超える場合は、90%相当額とする。

○ 100%以下の応札者5者未満 の場合

失格基準価格=入札予定価格の80%

変更

失格基準価格=入札予定価格の85%

- 契約後確認調査は、入札予定価格の85.0%未満で実施していたものを87.5%未満で実施する。(労務費の推移を検証)
- 経費技術者の増員を入札予定価格の82.5%未満で求める制度は、適用外となる。
- 当分の間施行し、契約後確認調査により実施結果を分析する。

改定2

入札予定価格の低価格以上の事に基づき調査基準価格を変更

H21.4.1～公告

(改定案) H21.0.0～公告

失格基準価格
応札者の下位8割の90%

変更しない

失格基準価格
応札者の下位8割の90%

調査基準価格
入札予定価格の75.0%

変更

調査基準価格
入札予定価格の85.0%(*1)
*低入札価格調査の実施
*契約後確認調査の実施(コスト調査)
*1 国の制度は、予定価格の70～90%で
(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.70+一般管理費×0.30)×1.05

○ 随時技術者の増員は従来通り75.0%未満で求める。

改定3

入札予定価格の予定額未満の工事にはDANCS制度要件を10ブロックとし3ブロック制を施行

H21.4.1～公告

(改定案) H21.0.0～公告

土木一式の場合

	A	B	C	D	E	地域要件
(新)	925点 以上	782点 783点	782点 690点	689点 592点	591点 以下	
(旧)	952点 以上	951点 825点	824点 747点	746点 669点	668点 以下	
8,000万円以上						県内本店
3,000万円～8,000万円未満						47ブロック
1,500万円～3,000万円未満						
800万円～1,500万円未満						
800万円未満						

※技術力を必要とする工事については、県外業者を含む要件とする場合がある。

○当面継続して試行し入札結果を検証する。

土木一式の場合

	A	B	C	D	E	地域要件
(新)	925点 以上	925点 783点	782点 690点	689点 592点	591点 以下	
(旧)	952点 以上	951点 825点	824点 747点	746点 669点	668点 以下	
8,000万円以上						県内本店
3,000万円～8,000万円未満						47ブロック
1,500万円～3,000万円未満						
800万円～1,500万円未満						
800万円未満						

※技術力を必要とする工事については、県外業者を含む要件とする場合がある。

・1.0ブロックとした場合において、入札参加可能企業数が少ない場合は、隣接のブロック(交通や生活圏を考慮)へ範囲を拡大するものとする。

変更

建設工事（2億円未満）の失格基準の改定について

建設政策課

受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度の現状と課題

現状

- ・失格基準価格（80%～85%で変動）を下回る価格の応札者は失格
- ・調査基準価格（設計価格 × 82.5/100）を下回る価格の落札候補者は重点確認調査対象工事

4月適用

- 低価格入札対策のうち、失格基準価格については応札額をより反映させる算定方式を適用する
（ただし、失格基準価格は80%～85%の変動制は変更しない。）

適用の理由

- ・失格基準は80%～85%であるが、80%付近の落札が多い。
- ・「地域を支える建設業検討会議」の建設工事コスト調査では、調査件数の55%で採算割れ。
- ・県内の建設業の年間所得は全産業の平均の低下率と比べ低下。

更なる課題

- 平成21年3月18日に、県議会入札制度研究会より失格基準引き上げ（88%以上）の提言がされた。
- 平成21年4月3日付で国の低入札価格調査基準が変更となり、上限が90%となった。
- 平成21年4月3日付で国から入札制度について国に準じて見直すよう要請がなされた。

【背景】

- ・経済状況の悪化
- ・建設企業の倒産の増加
- ・建設企業における売上高営業利益率・自己資本比率の低下

失格基準の改定の考え方

国は低入札価格調査基準の上限を入札予定価格の85%から90%に変更。
経済状況を考慮し、長崎県、佐賀県では、最低制限価格を90%上限としている。
従来から5%の変動制でおこなっている。

失格基準は5%の変動をもたせ 入札予定価格の85%～90%の変動制 とする
（基準の算定式を4月1日改定の方法に準じて改定する）

建設工事の失格基準の改定に伴い、森林整備の失格基準を80%～85%から85%～90%に改定する。

*（参考）コスト調査では、算出方法により、損益分界点が81.9～86.8%で、概ね5%の幅がある。

* 当分の間実施するものとする。

応札が均等に分布した場合

予定価格(税込み)3,150万円=入札書比較価格(税抜き)3,000万円の例

82.4%相当額(税抜き、1円未満切捨て)=30,000,000×0.824=24,720,000円

87.6%相当額(税抜き、1円未満切捨て)=30,000,000×0.876=26,280,000円

応札額は税抜き

応札者 (税抜き)	応札額/予定額	～4/1までの算定方法		判定	4/1改正案(失格基準80～85%)		判定	今回改正案(失格基準85～90%)		判定
		算定しない	予定額比		算定しない	予定額比		算定しない	予定額比	
1	23,250,000	77.50%		失格						失格
2	24,030,000	80.10%	24,720,000	失格						失格
3	24,720,000	82.40%	24,720,000	失格						失格
4	25,020,000	83.40%	25,020,000	失格		24,720,000	82.40%			失格
5	25,320,000	84.40%	25,320,000	失格		25,020,000	83.40%			失格
6	25,470,000	84.90%	25,470,000	落札者		25,320,000	84.40%			失格
7	25,500,000	85.00%	25,500,000	失格	応札額で算定	25,470,000	84.90%			失格
8	25,710,000	85.70%	25,710,000	失格		25,500,000	85.00%			失格
9	25,950,000	86.50%	25,950,000	失格		25,710,000	85.70%			失格
10	26,160,000	87.20%	26,160,000	失格	応札額82.4%以上 は応札額で算定	25,950,000	86.50%			失格
11	26,400,000	87.20%	26,400,000	失格		26,160,000	87.20%			失格
12	26,700,000	89.00%	26,700,000	失格		26,400,000	88.00%			失格
13	27,000,000	90.00%	26,280,000	失格		26,700,000	89.00%			失格
14	27,300,000	91.00%	26,280,000	失格		27,000,000	90.00%			落札者
15	27,600,000	92.00%	26,280,000	失格		27,300,000	91.00%			失格
16	27,900,000	93.00%	26,280,000	失格	87.6%相当額算定	27,600,000	92.00%	応札額87.6%以上 は応札額で算定		失格
17	28,200,000	94.00%	26,280,000	失格		27,900,000	93.00%			失格
18	28,500,000	95.00%	26,280,000	失格		28,200,000	94.00%			失格
19	29,400,000	98.00%	26,280,000	失格		28,500,000	95.00%			失格
20	30,150,000	100.50%	26,280,000	失格	算定除外	29,400,000	98.00%			失格
平均額	26,514,000	86.39%	25,838,333	86.13%		26,838,235	88.79%			92.22%
失格基準額			25,065,163	82.54%		25,500,000	85.00%	平均額×0.87=26,838,335(89.46%) 平均額の四捨五入=26,840,000(89.47%)	26,840,000	89.47%

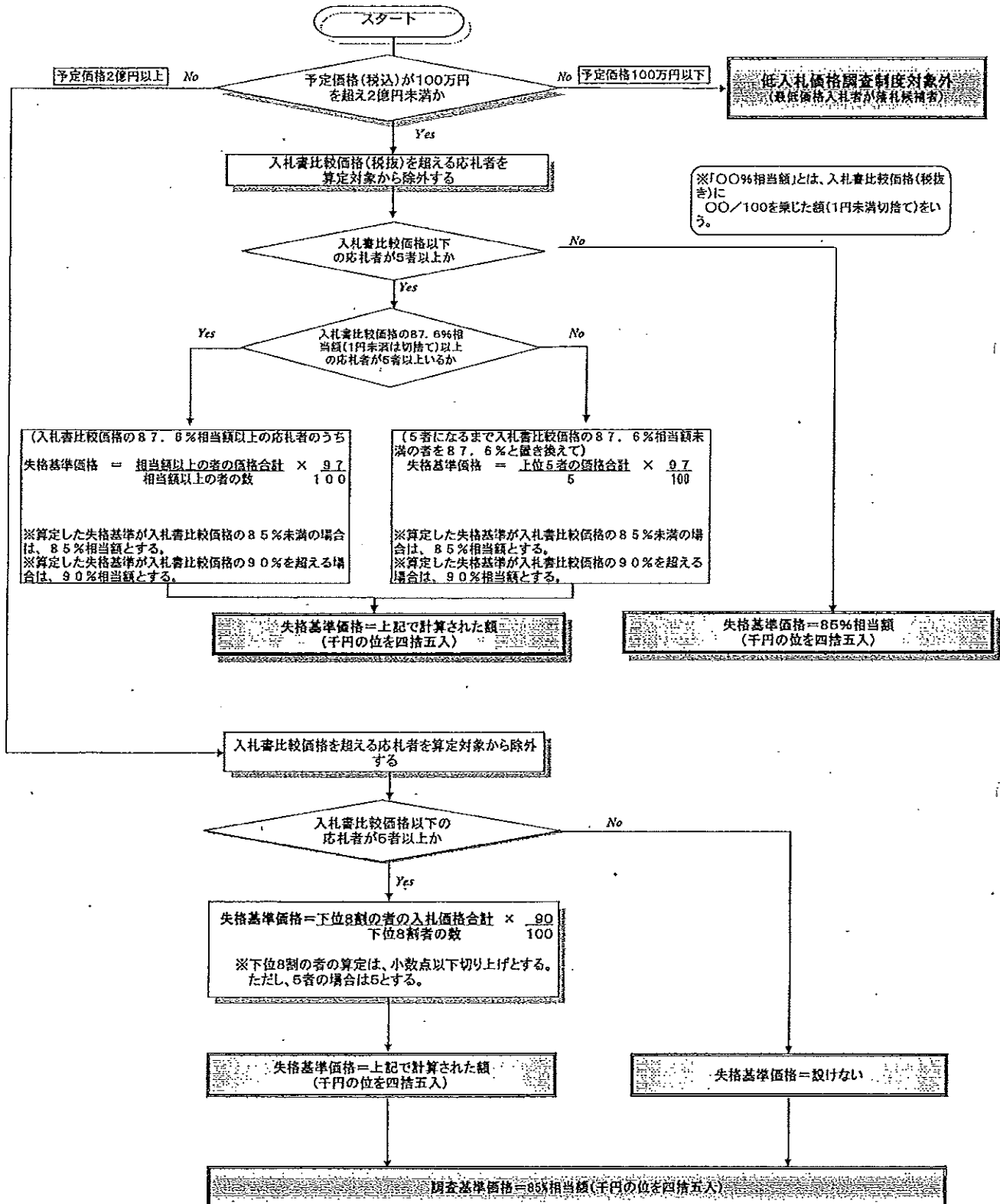
応札が87.5%付近に集中

応札額は税抜き

応札者 (税抜き)	応札額/予定額	～4/1までの算定方法		判定	4/1改正案(失格基準80～85%)		判定	今回改正案(失格基準85～90%)		判定
		算定しない	予定額比		算定しない	予定額比		算定しない	予定額比	
1	23,250,000	77.50%		失格						失格
2	24,030,000	80.10%	24,720,000	失格						失格
3	25,020,000	83.40%	25,020,000	失格						失格
4	25,320,000	84.40%	25,320,000	失格						失格
5	25,500,000	85.00%	25,500,000	落札者		25,020,000	83.40%			失格
6	26,280,000	87.50%	26,280,000	失格		25,320,000	84.40%			失格
7	26,300,000	87.67%	26,280,000	失格		25,500,000	86.50%			失格
8	26,350,000	87.83%	26,280,000	失格		26,250,000	87.50%			失格
9	26,400,000	88.00%	26,280,000	失格		26,300,000	87.67%			失格
10	26,450,000	88.17%	26,280,000	失格		26,350,000	87.83%			失格
11	26,500,000	88.33%	26,280,000	失格		26,400,000	88.00%			失格
12	26,550,000	88.50%	26,280,000	失格		26,450,000	88.17%			失格
13	26,600,000	88.67%	26,280,000	失格	応札額82.4%以上 は応札額で算定	26,500,000	88.33%	応札額87.6%以上 は応札額で算定		落札者
14	26,700,000	89.00%	26,280,000	失格		26,550,000	88.50%			失格
15	27,300,000	91.00%	26,280,000	失格		26,600,000	88.67%			失格
16	27,900,000	93.00%	26,280,000	失格		26,700,000	89.00%			失格
17	28,500,000	95.00%	26,280,000	失格		27,300,000	91.00%			失格
18	28,950,000	96.50%	26,280,000	失格		27,900,000	93.00%			失格
19	29,400,000	98.00%	26,280,000	失格		28,500,000	95.00%			失格
20	30,150,000	100.50%	26,280,000	失格	算定除外	28,950,000	96.50%			失格
平均額	26,633,500	88.98%	26,050,000	86.83%		29,400,000	98.00%			98.00%
失格基準額			25,288,500	84.23%		26,849,412	89.50%	平均額×0.87=26,049,335(86.81%) 平均額の四捨五入=26,050,000(86.90%)	26,050,000	86.90%

建設工事の「失格基準価格」算定のフロー

改定案



建設工事（2億円以上）の調査基準等の改定について

建設政策課

受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度の現状と課題

現状

- ・失格基準価格（応札者の下位8割 $\times 0.9$ で計算）を下回る価格の応札者は失格
- ・調査基準価格（入札予定価格 $\times 75.0/100$ ）を下回る価格の落札候補者は低入札価格調査、契約後確認調査、技術者の増員を求める対象工事としている。（一部は、平成21年4月1日適用）

課題

- 平成21年3月に、県議会入札制度研究会より失格基準引き上げ（88%以上）の提言がされた。
- 国の低入札価格調査基準が改定され、入札予定価格の概ね85%となった。
- 国から入札制度の見直しに関して要請がなされている。

【背景】

- ・経済状況の悪化
- ・建設企業の倒産の増加
- ・建設企業における売上高営業利益率・自己資本比率の低下

◎ 調査基準価格の改定の考え方

- ・国の低入札価格調査基準を参考に入札予定価格の85%とする。
- ・当該基準で契約後確認調査を実施する。

*1 国の算定方法

入札予定価格の70～90%の範囲で

$$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.70 + \text{一般管理費} \times 0.30) \times 1.05$$

◎ 失格基準価格の改定の考え方

入札予定価格2億円以上の建設工事については、コスト調査が行われていないことから、契約後確認調査結果を参考に次年度以降検討する。

建設工事の10ブロック発注試行に伴うランク分けについて

・10ブロックとした場合において、入札参加可能企業数が少ない場合は、隣接のブロック(交通や生活圏を考慮)へ範囲を拡大するものとする。

○土木一式

格付け	A	B	C	D	E	
	952点以上	951～825点	824～747点	746～669点	668点以下	地域要件
8,000万円以上						県内本店※
3,000万円～8,000万円未満						47ブロック
1,500万円～3,000万円未満	拡大					10ブロック
800万円～1,500万円未満		拡大				
800万円未満			拡大			

※技術力を必要とする工事については、県外業者を含む要件とする場合がある。

○建築一式

格付け	A	B	C	D	E	
	929点以上	928～817点	816～747点	746～674点	673点以下	地域要件
9,000万円以上						県内本店※
4,500万円～9,000万円未満						47ブロック
2,000万円～4,500万円未満						10ブロック
900万円～2,000万円未満		拡大				
900万円未満			拡大			

○ほ装工事

格付け	A	B	C	
	934点以上	933～861点	860点以下	地域要件
3,500万円以上				県内本店※
500万円～3,500万円未満				47ブロック
500万円未満	拡大			10ブロック

○電気・電気通信工事

格付け	A	B	C	
	779点以上	798～711点	710点以下	地域要件
2,000万円以上				県内本店※
600万円～2,000万円未満				47ブロック
200万円～600万円未満	拡大			10ブロック
200万円未満				

○とび・土工・コンクリート工事

格付け	A	B	C	
	890点以上	889～794点	793点以下	地域要件
5000万円以上				県内本店※
700万円～5,000万円未満				47ブロック
200万円～700万円未満	拡大			10ブロック
200万円未満				

○管・その他工事

格付け	A	B	C	
	899点以上	898～800点	799点以下	地域要件
3000万円以上				県内本店※
700万円～3,000万円未満				47ブロック
200万円～700万円未満	拡大			10ブロック
200万円未満				

※技術力を必要とする工事については、県外業者を含む要件とする場合がある。